

広島県告示第千四百四十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定によって、児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業所	名 称	所在地	指定年月日
	社会福祉法人広島県福祉事業団	東広島市西条町田口二九五番地三	指定児童デイサービス事業所	指定児童デイサービス事業所療育支援センター	東広島市八本松町米満一九八番地一	平成一九年四月一日
	社会福祉法人呉福祉会	呉市焼山北三丁目二一番一号		児童デイサービスつくしんぼ	呉市広古新開二丁目一番三号 広市民センター 四階	平成一九年六月一日